

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令発布日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セルビア・モンテネグロ	ベオグラード市上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ条評議会との間の交換公文	ベオグラード市上水道整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	754,000 千円 H18.3.31まで	H17.7.11 ベオグラードで (同日)	日本側 田邊隆一在セルビア・モンテネグロ大使 セルビア・モンテネグロ側 プレボドラグ・イバノビッチ対外経済関係大臣	H17.8.11 757号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。